

言渡し	平成24年4月26日
交付	平成24年4月26日
裁判所書記官	

平成22年ネ第4914号 損害賠償請求控訴事件（原審 東京地方裁判所平成21年ワ第9607号）

口頭弁論の終結の日 平成23年10月11日

判 決

大阪市

控 訴 人 石 川

大阪府

控 訴 人 原 田

控訴人ら訴訟代理人弁護士 塚 田 章 人

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。
- 3 なお、原判決主文第1項及び第2項は、被控訴人の請求の減縮により、次とおり変更されている。
 - (1) 控訴人石川[...]は、被控訴人に対し、控訴人原田 [...]及び原審被告下田 [...]と連帶して、1278万4451円及びうち1210万円に対する平成22年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 控訴人原田 [...]は、被控訴人に対し、控訴人石川 [...]及び原審被告下田 [...]と連帶して、1278万4451円及びうち1210万円に対する平成22年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人らに関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人の控訴人らに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、株式会社プロフトラスト（以下「プロフ社」という。）との間で「スコット貴金属取引」と称される取引をした被控訴人が、この取引は「ロコ・ロンドン貴金属まがい取引」と総称される詐欺商法であって、それ自体が違法であり、その勧誘や金員の要求及び受領が不法行為を構成する等と主張して、被控訴人との取引当時にプロフ社の従業員であった控訴人らに対し、その在籍当時、被控訴人が送金した金員及び弁護士費用相当額並びにこれに対する遅延損害金の支払いを求める事案である。
- 2 原審では、被控訴人は、控訴人らに対して、連帶して1210万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成21年8月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう求めていたところ、原審は、被控訴人の請求をいずれも認容する判決をし、これを不服として控訴人らが控訴した。
なお、被控訴人は、控訴人らのほかに、プロフ社並びに同社の代表者、取締役又は従業員であった清涼■、丸寄■及び下田■も被告として訴えを提起したが、プロフ社、清涼■及び丸寄■に対する弁論は分離されたため、また下田に対する判決には控訴がなかったため、これらの当事者に対する請求は、当審の審理の対象となっていない。
- 3 被控訴人は、当審において、控訴人らに対する請求を、連帶して1278万4451円及びうち1210万円に対する平成22年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう求めるものに減縮（原審における請求のうち、遅延損害金についてその一部を減縮した。）し、控訴人らは減縮に同意した。

4 本件の前提となる事実等は、原判決4頁9行目から12行目までを次のように改めるほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2、1に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、「被告下田」とあるのは、「原審被告下田」と読み替えるものとする（以下において原判決の記載を引用する場合も同様である。）。

「オ 上記取引ガイド及び取引約款には、以下の記載がある。

(取引ガイド)

取引方法 相対取引とする。

当社は、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、本取引に関するお客様のカウンターパーティー（取引の相手方）として行動します。

(取引約款)

当社における本取引は店頭（相対）取引（OTC取引=Over the counter取引き）によって行われます。」

第3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点及びこれに関する当事者の主張は、原審被告下田のみの主張部分を削り、以下のとおり当審における主張を補充するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2、2に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 当審における控訴人らの主張の補充

(1) 本件取引について

プロフ社は、顧客からの取引の指示を、株式会社エヌディイ、G. K. GOH FINANCIAL SERVICE社（以下、「G社」と略称する。）を介してロンドン市場に取り次いでいる。これは、ロンドン市場取引には、G社のようにFSA（英国金融サービス機構）による海外市場参入資格がある者でなければ参入できないこと、また、G社に仲介依頼をするためには一定の取引規模が必要であり、小規模会社の注文をとりまとめてG社に仲介するエヌディイ社のよう

な国内業者に依頼する必要があったからである。

したがって、本件取引は、顧客に対してプロフ社自らが取引相手となるものではなく、顧客からの注文をロンドン市場に取り次ぐ海外市場取引であり、プロフ社は、いわば単なる仲介業者である。取引ガイド等にいう「相対取引」は、この注文受託業務を言い換えたものに過ぎない。

プロフ社の大阪支店で控訴人らが顧客から取引指示を受けると、これを本社に伝達する。ロンドン市場では、世界中からの売り注文及び買い注文のマッチングで価格が決定される。ロンドン市場での取引が成立すると、まずG社からエヌディ社に報告が行われ、次いでエヌディ社からプロフ社本社に売買成立報告が行われる。控訴人らは、本社への伝達から約5分後に売買成立報告を受領する。

当時、スポット貴金属取引には、これ自体を規制する法律、取引業を営むための登録制度又は許可制度は存在しなかったのであるから、プロフ社のような営業は適法であったのであり、法令上や制度上の担保が存在しないとしても違法であるとはいえない。

また、本件取引が、海外市場取引規制に服して行われていたこと、顧客に対する説明が徹底されていたこと、レバレッジが低く射幸性の強い取引ではなかったことから、商慣習法上、許容された取引である。

(2) 控訴人らの責任について

控訴人らは、本件取引がFSAの海外先物取引規制に服していること、プロフ社の各種書類が法律専門家に相談した上で作成されたものであることを慎重に確認し、本件取引が違法ではないと認識していた。

控訴人らは、顧客に対する徹底したリスク説明の重要性を相互に確認し、徹底しており、被控訴人も、本件取引によって生じる利益及びリスクを認識した上で、熱心に本件取引を行っていた。

控訴人らがプロフ社を退職した後、プロフ社の従業員中里により、被控訴

人ととの間で極めて悪質な取引が行われているが、これはプロフ社の手続に沿ってされたものではなく、中里が独自に行った横領又は詐欺の行為であり、控訴人らがその責任を問われる筋合いはない。

控訴人原田が被控訴人の担当から外れた平成19年9月6日の時点では、被控訴人の損金は129万6705円であり（被控訴人の入金額900万円、被控訴人の投資の市場価格751万4895円、既返還額18万8400円），仮に、控訴人らの責任が認められたとしても、その限度である。

2 当審における被控訴人の主張の補充

(1) 本件取引について

本件取引は、私的差金決済取引であり、レートを適正に設定する担保を欠き、これを業として開帳することは賭博行為として違法である。

本件取引は、被控訴人とプロフ社との利益が相反する相対取引であるが、控訴人らは、そのような構造について、事前かつ個別に説明をしていない。

顧客がプロフ社に差し入れる証拠金について分別管理がされておらず、プロフ社の信用リスクについて何らの制度的担保がない。

本件取引は、経済的合理性がない詐欺取引であり、地方在住の主婦にこのような取引を行わせたことは適合性原則に違反する。

(2) 控訴人らの責任について

本件は、継続的取引として行われることが予定される証拠金取引詐欺商法であり、控訴人らは、自らが勧誘した顧客が直接の担当ではなくなった後に被った損害についても責任を免れない。

第4 当裁判所の判断

1 当裁判所の判断は、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3、1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決8頁21行目の次に次を加える。

「(2) 控訴人らは、本件取引は、適法な海外市場取引をプロフ社が

仲介するものに過ぎないと主張するので、この点について判断する。

まず、前提事実記載のとおり、プロフ社自身が作成したスポット貴金属取引ガイド及び同取引約款には、本件取引が相対取引であることが明確に記載されており、その記載が、顧客が行う売付け又は買付けの相手方がプロフ社であること、すなわち顧客とプロフ社が相対する取引であることは、その文章からも明らかである。

なお、上記ガイド等には、「スポット貴金属市場を通じ」など、あたかも顧客の取引が市場で決済されるかのような記載や、「スポット貴金属取引契約に係る売付け又は買付けを行う者」としてエヌディ社、G社等を掲げるなど、一見、顧客の注文がこれらの業者に取り次がれているのではないかと思わせる記載もある。そして控訴人らは、被控訴人を含むプロフ社の顧客らの注文がエヌディ社、G社を経由して海外市場に取り次がれていたことを示す証拠として丙第9号証、第11号証、第20号証、第27号証、第29号証及び第30号証を提出する。

このうち、プロフ社の元従業員福川[]の陳述書である丙第29号証中には、被控訴人による注文が大阪支店の控訴人らからファックスで送信されると、電話でエヌディ社の担当者の岩田に伝達していたとの陳述がある。この陳述は、それを裏付ける客観的な証拠が何ら存在しないこと、同陳述書中に、受発注業務はアイアンドエーエス社のシステムを使用していて顧客の仕切りはどの建玉を落とすのかを特定して入力してエヌディ社にデータを送るとの記載もあって、エヌディ社への取次方法の説明が一貫していないことから、さほど信用できるものではない。また、仮に福川

がいうようなプロフ社からエヌディ社への注文の事実があるとしても、それは、プロフ社が顧客から注文を受けた場合にプロフ社自身が行うカバー取引の注文であったとみても何ら矛盾のないものであり、福川の陳述によつては、顧客の注文が、顧客の計算による売買としてエヌディ社に取り次がれたことを認めるには不十分である。

さらに、G社が実在することはうかがわれるけれども（丙第18号証）、G社とエヌディ社の取引関係や、それとプロフ社顧客の注文との関係については、控訴人ら自身が作成した陳述書等以外には何ら証拠がない。

結局、控訴人らが主張するような、本件取引がロンドンの海外市場への仲介の受託に過ぎないとの事実は認めるに足りないというべきであり、取引ガイド等の文言どおり、本件取引は、プロフ社と被控訴人の相対取引であったと認めるべきである。

(3) また、控訴人らは、控訴人らが被控訴人の担当者であった当時は、本件取引が市場価格の範囲内で行われていると主張し、その証拠として丙第21号証の1から3まで、第22号証の1から22まで、第23号証の1及び2並びに第24号証を提出する。しかし、プロフ社と被控訴人とが、市場価格によって相対取引を行っていたことが、まさしく偶然の事情によって利益の得喪を争ったと評価されるのであって、控訴人らの主張立証は、本件取引の違法性の判断に影響を与えるものではない。

(4) したがつて、控訴人らの主張によつても、本件取引が賭博行為に該当して違法であるとの前記(1)の判断は左右されない。」

(2) 原判決8頁22行目の「(2)」を「(5)」と改め、23行目の「立証はない。」を「立証はなく、また、当時、このような取引が許されて

いたと解する根拠となるような法令の定めがあったとも認められない。」と改める。

(3) 原判決8頁24行目の「(3)」を「(6)」と改める。

(4) 原判決9頁6行目の次に次を加える。

「(2) 控訴人らは、本件取引が適法であることを確認した上で顧客との取引を行っており、不法行為にはあたらないと主張するが、これは、本件取引が海外市場への仲介取引であることを前提とする主張であって、前記のとおりその前提事実自体が認められない。また、仮に、控訴人らにも誤信があったとすれば、そこには重大な過失があつたといわざるをえない。」

(5) 原判決9頁7行目の「(2)」を「(3)」と改め、13行目の「被告らが」から19行目の末尾までを次のように改める。

「本件取引に関する控訴人らと被控訴人との間の会話では、被控訴人が、プロフ社との取引により損失を被るリスクがあることを認識しつつ、熱心に取引を行っていた面があることも否定できない。しかし、前記のとおり本件取引はプロフ社との相対取引であるから、市場価格の変動という偶然の事情によって被控訴人が損をすればプロフ社が利益を得、控訴人が利益を得ればプロフ社が損をするという利益相反関係にあるのに、そのような事実が十分に説明されたとか、被控訴人がそれを認識していたという証拠はなく、被控訴人が本件取引を市場における取引と誤信したうえで一般の市場取引と同様のリスクがあると認識していたとしても、控訴人らの責任が否定されるものではない。」

(6) 原判決9頁20行目の「(3)」を「(4)」と改め、22行目の「被告らの主張に」から10頁2行目の「過失により」までを次のように改める。

「本件取引は前記のとおり公序良俗に違反する違法な取引であり、プロフ社は、組織的な営業行為としてこの違法取引を行っていたものであり、同社が比較的小規模な組織であるとみられること（丙第29号証）も考慮すれば、各従業員がそれぞれプロフ社の組織の一員として同社がかかる営業行為を行うことを支えていたということができ、各従業員は、ある顧客を直接に担当していたといいないとにかくわらず、従業員という立場で」

(7) 原判決10頁13行目の「反倫理的行為に」を「公序良俗に違反する違法行為に」と改める

(8) 原判決10頁20行目の「前記の1100万円ないし1500万円の」を「控訴人らとの関係では、前記の1100万円の」

2 そうすると、控訴人らは、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償として、連帶して1210万円及びこれに対する遅延損害金の支払義務がある。

第5 結語

よって、原判決のうち、被控訴人の控訴人らに対する請求をいずれも認容した部分は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであり、被控訴人の当審における請求の減縮（前記第2、3）により、その限度で原判決主文第1項及び第2項が変更されているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 三 輪 和 雄

裁判官 小 池 喜 彦

裁 判 官 松 村 徹

これは正本である。

平成24年4月26日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 西 村 将